

子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、
AI 入所選考システム構築業務及び
学童保育システム構築業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課

1. 本実施要領について

この要領は、公募型プロポーザル方式により、川西市における「子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務」、「AI 入所選考システム構築業務」及び「学童保育システム構築業務」、システムの利用に必要となる端末機器等の調達業務、並びにシステム導入後5年間の運用・保守業務に係る事業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2. 業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システムについて、本市の定める仕様に基づいた構築及び現行システムからの円滑なデータ移行、稼働後の安定した運用・保守を実現し、業務効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

3. 業務の概要

(1) 業務名称

川西市子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、AI 入所選考システム構築業務及び学童保育システム構築業務

(2) 調達対象

本プロポーザルにより、次に掲げる業務を一体として調達する。

ア 子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務

イ AI 入所選考システム構築業務

ウ 学童保育システム構築業務

エ システムの利用に必要となる端末機器（6台）及びプリンタ（2台）の調達業務

オ システム導入後5年間の運用・保守業務

(3) 業務場所

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（川西市中央町12番1号）

(4) 業務内容

別紙「子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務仕様書」、「AI 入所選考システム構築業務仕様書」、「学童保育システム構築業務仕様書」及び「子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システムに係る運用・保守業務要求水準書」のとおり。

(5) 履行期間

【システム構築業務】

契約締結日から令和10年3月31日まで（本稼働予定日：令和9年9月1日）

【運用・保守業務】

令和9年9月1日から令和14年8月31日まで

4. 公募型プロポーザル方式により受託者を選定する理由

本業務は、複数のシステム構築及び運用・保守を一体的に実施するものであり、受託者の選定にあたっては、技術力、専門性、実績等の価格以外の要素を含めた適切な判断が求められる。また、システムの機能や操作性、利用者支援体制の内容により、業務効率及び市民サービスの質が大きく左右されることから、価格のみによる競争ではなく、企画提案内容を総合的に評価する必要がある。このため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するものとする。

5. 提案上限額

161,256,000円（消費税及び地方消費税相当額を税率10%として含む）

- (1) 提案の内容に関わらず、提案上限額を超える提案は受け付けない。
- (2) 提案上限額は、以下の業務にかかる費用の合計額に対して課すものとする。
 - ア システム構築業務（子ども・子育て、AI、学童）
 - イ システムの利用に必要な端末機器（計6台）及びプリンタ（2台）の調達
 - ウ システム導入後5年間の運用・保守業務
- (3) ガバメントクラウドの利用料及び本庁からの接続回線料は含まない。

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川西市（以下、本市）の一般（指名）競争入札参加有資格者名簿に記載されている者で、本市で指名停止の措置を受けていない者であること。
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく、破産の申立てがされていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (5) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (6) 実績要件（子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務）
地方公共団体において、子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務を履行した実績を有すること。
- (7) 実績要件（AI入所選考システム構築業務）
公告日から起算して過去5年以内に、地方公共団体において、AI入所選考システム構築業務を履行した実績を有すること。
- (8) 実績要件（学童保育システム構築業務）
公告日から起算して過去5年以内に、地方公共団体において、学童保育システム構築業務を履行した実績を有すること。
- (9) 情報セキュリティ管理体制
次に掲げる資格を保有すること。
 - ア ISO/IEC27001 (ISMS)
 - イ プライバシーマーク
 - ウ ISO9001 (QMS)

7. スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施内容	実施期日（予定）
参加申込書等の受付開始 質問の受付開始	令和8年4月13日（月）

質問の提出期限	令和8年4月21日（火）17時まで
質問の回答	令和8年4月24日（金）
参加申込書等の提出期限	令和8年5月1日（金）17時まで
企画提案書等の提出期限	令和8年5月18日（月）17時まで
プレゼンテーションの実施	令和8年5月22日（金）～25日（月）
選定結果通知	令和8年6月1日（月）
契約締結及び業務打合せ	令和8年6月2日（火）以降

8. 質問の受付及び回答

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書（様式8）を提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式8）に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、AI 入所選考システム構築業務及び学童保育システム構築業務に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(2) 提出期限

令和8年4月21日（火）17時まで

(3) 提出先

「16. 問い合わせ先」に同じ

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年4月24日（金）までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。

9. 参加申込書等の提出

「6. 参加資格」の要件を全て満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 会社概要書（様式2）
- ウ 業務実績書（様式3）
- エ 実施体制（様式4）

(2) 提出期限

令和8年5月1日（金）17時まで

(3) 提出先

「16. 問い合わせ先」に同じ

(4) 注意事項

- ・郵送により提出する場合は、特定記録など、受領日時及び配達の実事が確認できる方法をとること。
- ・電子メールにより提出する場合は、件名を「子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、AI 入所選考システム構築業務及び学童保育システム構築業務に係る公募

型プロポーザル参加申込」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

10. 企画提案書等の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送により、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

正本1部、副本5部、電子データ（CD-R、DVD-R）

ア 企画提案書提出届（様式5）

企画提案書（（5）企画提案書作成要領に従って作成すること）

イ 見積書（様式6）

見積内訳書、見積内訳書詳細（任意様式）

(2) 提出期限

令和8年5月18日（月）17時まで

(3) 提出先

「16. 問い合わせ先」に同じ

(4) 注意事項

郵送により提出する場合は、特定記録など、受領日時及び配達の実事が確認できる方法をとること。

(5) 企画提案書作成要領

ア 企画提案書記載項目 仕様書の内容に基づき、具体的かつ実現可能な提案内容を記載すること。作成にあたっては、下記に示す項目を網羅し、事業者名を必ず記載すること。

項目	評価内容
1. 業務方針	本業務の目的及び本市の現状を踏まえ、最大限の成果を得るための具体的な方針が立案されているかを評価する。
2. 実施スケジュール	システム構築から運用開始までの工程について、具体性及び効率性を備えた実現可能なスケジュールとなっているかを評価する。
3. 子ども・子育て支援標準準拠システム構築方針	国の定める標準仕様書及び関係法令等に適合したシステム構築方針となっているかを評価する。また、既存業務との整合性や円滑な移行を見据えた対応方針となっているかを評価する。
4. 標準仕様における「機能要件」及び「帳票要件」への対応状況	「機能要件」における「標準オプション機能」、「帳票要件」における「実装してもしなくても良い帳票」についての対応状況を確認する。
5. AI 入所選考システム構築方針	AI 入所選考システムについて、選考基準との整合性及び公平性・透明性を確保した構築方針となっているかを評価する。また、操作性及び職員の業務負担軽減に配慮した内容となっているかを評価する。

6. 学童保育システム	学童保育システムについて、仕様書及び機能要件に基づき、入退所管理、徴収管理、通知書出力等の業務を円滑に実施できる構築方針となっているかを評価する。また、職員の操作性及び業務負担軽減への配慮が十分に示されているかを評価する。
7. 情報セキュリティ対策及び品質管理	本業務の実施に当たり、情報セキュリティ対策及び個人情報保護措置が適切に講じられているかを評価する。また、品質を確保するための管理体制及び手法が具体的に示されているかを評価する。
8. 運用・保守体制	システム稼働後の安定的な運用を確保するための保守体制、障害対応及び監視体制等が具体的に示されているかを評価する。
9. 利用者支援体制	システム利用者に対する問い合わせ対応、操作支援、研修及びマニュアル整備等の支援体制が具体的に示されているかを評価する。
10. 独自提案	本業務の範囲のとどまらず、本市の業務効率化又は市民サービス向上に資する具体的かつ実現可能な独自提案がなされているかを評価する。

イ 用紙サイズはA4判（横書き、文字10.5ポイント以上）で統一する。

ウ 「ア 企画提案書記載項目」で示した各項目について、それぞれ2ページ（A4用紙換算）以内で作成すること。なお、企画提案書のページ数は評価の対象としない。

エ 可能な限り平易かつ明確な表現を用いること。情報処理に関する用語の表記については、日本産業規格（JIS）の規定を参考にすること。

オ ページ番号を各ページの下部中央に印字すること。

カ 要件を満たさない項目がある場合は、その内容を明示するとともに、代替措置について具体的に示すこと。

(6) その他注意事項

ア 見積書には、見積金額、所在地、事業者名、代表者名（受任者が一般競争入札又は指名競争入札参加有資格者名簿に記載されている場合は当該受任者名）及び担当者名を記載すること。

イ 提案は1者につき1案とし、提出期限後の再提出は認めない。

11. 優先交渉権者の選定

本市が設置する評価委員会において、評価基準に基づき、企画提案書、見積書、プレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、最も高い評価点を得た者を優先交渉権者として選定する。なお、参加者が一者のみであった場合においても審査を実施し、その提案内容が本市の求める水準を満たすと認められた場合は、当該者を優先交渉権者として選定する。

(1) プレゼンテーション

ア 日時

令和8年5月22日（金）～25日（月）を予定

参加申込書等受付後に正式決定し、電子メールで通知する。

イ 所要時間

(ア) 準備	10分	} 計90分 (一者あたり)
(イ) プレゼンテーション	50分	
(ウ) 質疑応答	20分	
(エ) 撤収	10分	

ウ 参加人数

責任者を含め5名以内とする。

エ その他

- (ア) プレゼンテーションに必要な機材は参加者が用意すること。
- (イ) プレゼンテーションは非公開とする。
- (ウ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書等の内容に基づいて行うこと。追加資料等の配布は認めない。
- (エ) プレゼンテーション及び質疑応答における発言内容は提案内容の一部として取扱い、契約締結に当たり仕様書等に反映する場合がある。
- (オ) プレゼンテーションにおいては、デモ機等を用いた操作方法や使用イメージの説明も行うこと。

(2) 評価基準

評価項目	評価視点	配点
業務方針	本業務の目的と本市の現状を踏まえ、成果最大化に向けた具体的な方針が示されているか。	5
実施スケジュール	システム構築から運用開始までの工程が具体的かつ効率的であり、実現可能か。	10
子ども・子育て支援標準拠システム構築方針	国の定める標準仕様への整合性、現行業務との整合性、円滑な移行を考慮した対応方針か。	15
AI 入所選考システム構築方針	本市の選考基準との整合性、公平性、説明可能性、操作性、業務効率化が考慮されているか。	5
学童保育システム	仕様書及び機能要件に基づき、入退所管理、徴収管理、通知書出力の業務を円滑に実施できるか、現行業務との整合性があり職員の操作性、業務負担の軽減及び業務効率化の観点から優れた提案となっているか。	5
情報セキュリティ対策及び品質管理	情報セキュリティ対策、個人情報保護対策、成果物の品質管理体制が具体的か。	10
運用・保守体制	稼働後の保守体制、障害対応、監視体制等が具体的か。子ども・子育て支援システム、AI 入所選考システム、学童保育システムの構築、運用・保守業務に従事した経験のある担当者を配置できるか。	15
利用者支援体制	問い合わせへの対応、操作支援、研修・マニュアル整備等が具体的か。	10

独自提案	業務効率化や市民サービス向上に資する、具体的かつ実現可能な独自提案があるか。	5
価格評価	見積金額が妥当で、提案上限額以内かつ合理的な金額であるか。	60
総合点		140

(3) 選定結果の公表

選定結果は川西市ホームページで公表するとともに、全ての参加者に文書で通知する。

12. 契約の締結

契約の締結については、次のとおりとする。

(1) 契約交渉

前項により優先交渉権者として選定された事業者と、提出された見積書に基づき協議の上、契約内容を決定する。辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当する場合、又は川西市から指名停止を受けた場合等）により契約できない場合は、次点の事業者と契約交渉を行う。

(2) 契約金額

契約金額は、見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算し、1円未満の端数は切り捨てた額とする。

(3) 契約保証金

川西市契約規則第43条に基づく所定の契約保証金を納付すること。ただし、同規則第44条に該当する場合は納付を免除する。

(4) 契約内容及び仕様の決定

契約内容及び仕様は、採択された提案を基に、双方協議の上で定める。

(5) 契約解除時の措置

受託者の責に帰すべき理由により契約が解除された場合、受託者は本市と協議の上、本市の業務が支障なく継続できるよう必要な措置を講じる。

(6) 保証期間

本稼働日から起算して1年間とし、保証期間内に品質基準を満たしていないことが判明した場合は、受託者は無償で必要な措置を講じる。また、納品物の瑕疵が受託者の故意又は重大な過失に基づく場合には、当該瑕疵を発見した日から1年間、担保責任を負い、その費用は受託者が負担する。

13. 参加辞退

参加申込書の提出後、ヒアリング審査への参加を辞退する場合、または参加申込から契約締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合は、郵送又は電子メールにより、参加辞退届（様式7）を提出すること。

(1) 提出先

「16. 問い合わせ先」に同じ

(2) 注意事項

- ・ 郵送により提出する場合は、特定記録など、受領日時及び配達の実事が確認できる方法をとること。

- ・電子メールにより提出する場合は、件名を「子ども・子育て支援標準準拠システム構築業務、AI入所選考システム構築業務及び学童保育システム構築業務に係る公募型プロポーザル参加辞退」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

14. 失格条項等

以下のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

- (1) 参加資格又は業務実施上の要件を満たしていない場合。
- (2) 提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合。
- (3) 提出書類の全部又は一部が提出されていない場合。
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- (5) 許容された表現方法以外の方法で提出されている場合。
- (6) 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (7) 提出書類が要求事項に示された条件に適合しない場合。
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (9) その他、選考委員会が社会通念に照らして失格にあたる事由があると認めた場合。

15. その他留意事項

(1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 資料の変更

本実施要領、仕様書、提出書類等は内容が変更となる場合がある。変更があった場合は、その旨を全参加者に通知し、変更後の資料を配布する。

(3) 提出書類の言語・通貨

提出書類は日本語を用い、通貨は日本円とする。

(4) 提出書類の修正

提出後の書類の修正は、提出期限内に限り可能とする。

(5) 提出書類の返却

提出書類は返却しない。

(6) 書類の複製

提出書類は、事業者選定に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

(7) 提出書類の取扱い

ア 提出した書類は、本市の了解なく公表・使用してはならない。

イ 提出書類は、事業者選定以外の目的で使用しない。

(8) 提出資格

提出期限までに参加申込書を提出しない者、又は参加資格を認定されない者は、企画提案書等を提出できない。

(9) 虚偽記載

提出書類に虚偽の記載があり、プロポーザルが無効となった場合、指名停止措置を行うことがある。

(10) 情報公開

本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき公開する場合がある。ただし、企画提案書等で競争上の地位や正当な利益を害すると認められるものは公開しない。

(11) 規則等の熟読

参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則等を熟読し、内容を十分承知したうえで参加すること。

(12) 天災等による延期・中止

天災その他やむを得ない事由により、プロポーザルの実施を延期又は取り止める場合、参加事業者に生じた損害は各事業者の負担とする。

16. 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課

【子ども・子育て標準準拠システム】 【AI 入所選考システム】 担当：山平、宮内

【学童保育システム】 担当：菅、瀧上

住所：〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

電話：072-740-1175

e-mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp